

松山市内商店街への出店を ご検討中の皆様へ

出店にかかる経費『家賃・改装費・広告宣伝費』を支援します

松山市商店街出店奨励金



<事業目的>

長期化したコロナ禍や物価高騰の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、商店街の空き店舗を賃借し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付し、支援します。

<給付対象者>

□ 松山市内の商店街の空き店舗を賃借していること

※「空き店舗」とは、商店街等の街区内に所在し、店舗として賃借できる状況ながら、商業活動が行われていない店舗等

※「賃借」とは、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。

□ 上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始していること（令和8年4月1日以降）

<主な給付要件>

□ 出店する商店街に所在する商店街組合に加入していること

□ 「松山しごと創造センター」、「公益財団法人えひめ産業振興財団」のいずれかで経営相談を受けていること

<給付額> 1,000円未満切り捨て

(給付対象経費)	(給付率)	(上限額)
月額家賃（最大2か月分） 改装費（外装・内装・設備等）	× 1 / 2	100万円 ※月額家賃上限50万円 加算あり 〔200万円〕
中心市街地の商店街に大型店舗を出店する場合 上限額に100万円を加算（店舗面積200㎡以上）		
広告宣伝費	× 1 / 2	20万円

《最大220万円の奨励金を給付します》

< 申請手順 >

① 松山市ホームページへアクセス！

松山市商店街出店奨励金

検索



② 募集要領等で給付要件をチェック！

③ 申請書類(様式)をホームページよりダウンロード！

✓ Word・Excelが使用できる環境をご準備ください。

④ 申請書類を作成



申請書類

✓ 「商店街組合員であることの証明書(様式第3号)」は、商店街組織等で証明を受けてください。

✓ 「経営相談を受けていることの証明書(様式第4号)」は、各相談窓口で証明を受けてください。



申請 (メールor郵送or窓口)

申請期間

令和8年4月17日(金)から令和9年3月31日(水)まで<必着>

✓ 担当者が申請内容を審査

✓ 書類に問題が無ければ、通常1か月程度で、指定の口座へご入金

制度詳細については、市ホームページをご確認ください



公式サイト：『松山市商店街出店奨励金』で検索！！

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shokogyo/syoutennngaisyuttenn8.html>

お問い合わせ先：089-948-6710

(松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 商業振興担当)